

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> 2 項目別評価 (2) 業務運営の改善及び効率化</p> <p><b>【原文】</b> 「【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】 ○ 年度計画【22】「職員評価については、その能力を適正に評価できるシステムを検討する」（実績報告書14頁）については、事務職員の個人評価については課長補佐以上を対象に試行を実施しているが、試行結果を踏まえた処遇の反映方法についての具体的な検討が十分には行われていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p><b>【申立内容】</b> 【法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる事項】について、削除願いたい。</p> <p><b>【理由】</b> 本学では、平成19年度において課長補佐以上を対象に個人評価の試行を実施した。対象とした者は、平成19年度末に定年退職となる者を除き23名（内訳：局長1名、部長1名、課長8名、課長補佐13名）。</p> <p>評価の内容・方法は、職員の業務の成果を評価する「業績評価」と職員の昇進・配置換に必要な能力を評価する「能力評価」の二つの視点から、職員に自己評価をさせ、その上で複数の評価者が評価する方法で5段階の絶対評価を行った。</p> <p>その結果を踏まえ、今後、全事務職員を対象に実施する際の改善点として、①</p>	<p><b>【対応】</b> 意見を踏まえ、下記の通り修正する。</p> <p>『【法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項】 ○ 年度計画【22】「職員評価については、その能力を適正に評価できるシステムを検討する」（実績報告書14頁）については、事務職員の個人評価については課長補佐以上を対象に試行を実施しているが、試行結果を踏まえ、平成19年度においては、職員評価の実施方法の見直しや処遇の反映方法についての具体的な検討が十分には行われていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。』</p> <p><b>【理由】</b> 実績報告書（14頁）においては、「課長補佐以上の事務職員を対象に人事評価の試行を行った」と記載してあるのみで、職員評価システムの検討についての記載がなく、追加資料として要求した資料によれば、平成19年度末の平成20年3月26日に事務局職員のみで簡易な打合せを行ってはいるが、職員評価の試行結果を踏まえ、平成19年度においては、職員評価の実施方法や処遇の反映方法についての具体的な検討が十分には行われていないため。</p> <p>なお、正確な評価に支障を来すため、今後、実績報告書の作成に当たっては、実施状況内容の明示性や正確性を高めるなど、十分留意することが求められる。</p>

評価に係る業務量、②評価基準の公平性、③給与への反映等について、検討の上、一定の結論を得たが、更に引き続き検討し、改善を図ることとした。

その内、職員の処遇に係る給与への反映は、給与（昇給・勤勉手当）、昇進・配置換等が考えられるとして、毎年1回、1月に行う昇給時期に、主として「業績評価」の結果を参考に評価の高かった者を優先的に優秀者として昇給させることとした（平成20年1月の昇給時は評価の途中であったため完全な形では実施していない）。また、6月期・12月期の勤勉手当の支給については、主として「業績評価」の結果を反映させることとした。

更に、昇進・配置換については、主として「能力評価」の結果を基に反映させることとしたが、昇進・配置換については、1年間の評価では判断しにくい面もあることから、数年単位で評価する方法も視野に入れ検討を行い、一定の方針を決め、平成20年4月及び7月の人事異動時に、今回の「能力評価」の結果を参考にしながら昇進（課長補佐から課長への昇進）及び配置換に反映させた（昇進2名、配置換4名）。

以上のように、本学においては、職員評価についての処遇の反映方法については、一定の検討を行い、一定の結論を得たものと判断し、本学の目指す中期計画の進捗においては、平成19年度の年度計画は十分に実施したと判断した。

このため、年度計画【22】の職員評価に係る指摘については削除願いたい。

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> 2 項目別評価 (2) 業務運営の改善及び効率化</p> <p><b>【原文】</b> 「<u>【評定】中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている</u> (理由) 年度計画の記載19事項中18事項が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、1事項について「年度計画を十分には実施していない」と認められるほか、<u>監事からの指摘に対する対応が十分になされていないことや資源配分を検証する仕組みが整備されていないこと等を総合的に勘案したことによる。</u>」</p> <p><b>【申立内容】</b> 【評定】及び(理由)について、【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p><b>【修正文案】</b> 「<u>【評定】中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる</u> (理由) 年度計画の記載19事項中18事項が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、1事項について「年度計画を十分には実施していない」と認められ、<u>上記の状況等を総合的に勘案したことによる。</u>」</p> <p><b>【理由】</b> 平成19年度の実績のうち、課題として指摘された、①監事からの指摘に対する対応が十分になされていないこと、②資</p>	<p><b>【対応】</b> 原案のとおりとする。</p> <p><b>【理由】</b> 監査機能の充実や資源配分の評価・修正については、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」(平成16年10月25日)において、年度評価における業務運営等の共通事項に関する観点として示されており、これらの共通的な観点の取組状況をも踏まえて、総合的に判断して評定を行うこととしているため。</p>

源配分を検証する仕組みが整備されていないこと、の2点については、大学運営に関わる重要事項として真摯に捉え、今後改善に努めていく所存だが、この2点については、中期目標・中期計画・年度計画のいずれにも明記されていないため、中期目標・中期計画の達成状況の判断には反映させず、【評定】及び（理由）について、【修正文案】の通り変更願いたい。

なお、「年度計画を十分には実施していない」とされた19事項中の1事項については、【法人による自己評定と評価委員会の判断が異なる事項】の削除申立を別途行っており、この申立が認められた場合には、すべての項目が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」となるため、【評定】は「順調に進んでいる」に変更願いたい。